

## 青森市立小学校男性教員の逮捕事案について

### 1 報告概要

- (1) 逮捕日時：令和5年6月14日（水）午前10時01分
- (2) 逮捕罪名：建造物侵入及び強制わいせつ
- (3) 被疑者：青森市大字大野字山下 教員 花田 崇 37歳 男性
- (4) 被害者：青森県内居住の女子児童
- (5) 発生日時：令和5年5月下旬ころ
- (6) 発生場所：青森市内のA小学校女子トイレ内
- (7) 事案概要：被疑者は、発生日時場所において、A小学校の女子トイレ内へ侵入し、被害者の身体を触るわいせつな行為をしたもの

### 2 教育委員会の対応

- (1) 教育長コメントを発表（令和5年6月14日 配布済み）
- (2) 臨時小・中校長会議のオンライン開催（令和5年6月14日）

#### 【訓示概要】

- ・教職員等による児童生徒性暴力等は、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」により全て法律違反となること。
- ・県教育委員会では、児童生徒へのわいせつ行為をした職員に対し、懲戒処分に係る標準的な処分例として、免職が示されていること。
- ・公務員は、一般の市民以上に厳しく高度な行為規範が求められており、児童生徒の教育に携わる教育公務員は、さらに、高い倫理観が要求されていること。
- ・再発防止に向けて、校長先生方自身が、「いつ・だれが・何をすれば」不祥事が防げるのか、自らを振り返るとともに、教職員に対してすみやかに指導し、具体的かつ効果的な対策を講じること。

- (3) 「教職員の服務規律の厳正な確保について(通知)」を发出（令和5年6月15日）

#### 【通知概要】

- ・改めて再発防止に向け、全ての教職員に対し服務規律の厳正な確保について指導監督を徹底すること。
- ・「教職員の非違行為根絶のための研修用資料ー子どもたちから信頼される教職員であるためにー」（平成28年3月22日付け通知）、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行について（通知）」（令和5年3月24日付け通知）の資料を活用し、教職員一人一人の自覚を促す指導に努めること。
- ・校長面談等において、非違行為根絶に向けた各校の取組状況を確認すること。

- (4) 第6回教育委員会定例会において概要の報告（令和5年6月16日）

### 3 今後の対応

- 青森県教育委員会と連携し、事実確認の上、厳正に対処していく。